水戸市オープンデータ推進に関する指針

本指針は，国が策定した「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ，本市が保有するデータを積極的にオープンデータとして公開することにより，開かれた行政と産学官連携による地域課題の解決を目指すとともに，企業活動の活性化，社会経済の発展そして行政運営の効率化を推進するため，本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

１　基本的な考え方

(1) オープンデータ推進の目的

ア　行政の透明性・信頼性の向上

水戸市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより，行政の透明

　　　性や信頼性の向上を図る。

　　イ　公共データの共有及び市民と行政との協働による地域課題の解決

　水戸市のデータを公開し，市民や民間団体，企業等との地域課題の共有を図ることにより，水戸市のプロジェクト推進について市民と行政との協働による取組を推進する。

　　ウ　地域経済の活性化

　　　　オープンデータを活用し，水戸市における地域特性や経済分析が可能となることにより，新たな事業の創出や，水戸ならではの地域の実態に即した事業の展開等を促進し，本市の経済活動の活発化を図る。

　　エ　行政の効率化

　　　　庁内においてデータを横断的に活用できる環境を整えるとともに，職員のデータ

の活用能力を向上させ，データに基づいた施策の推進を図る。

(2) オープンデータ推進のための基本原則

　　ア　市自らが積極的に公共データを公開する。

　　イ　できる限り機械判読が可能で，二次利用が容易な形式とする。

　　ウ　営利目的，非営利目的を問わず，すべての人が利用できるものとする。

　　エ　取組が可能なデータから，速やかにオープンデータとする。

(3) 推進体制

　　 オープンデータの推進については，最高情報統括責任者（副市長）が統括する水戸市情報化戦略会議のもと，全庁的な体制により取り組むものとする。

　　　さらに，職員の理解を深めるため，庁内において各種研修等を実施する。

(4) 本指針の改定について

　 本指針は，今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ，随時改定して行くものとする。

２　具体的な取組

(1) オープンデータを推進するための基盤

　　　本市が保有するデータの利活用の推進に向け，「水戸市オープンデータカタログサイ

ト」を整備する。

(2) 特に重点的にオープンデータに取り組む項目

　　ア　水戸市公式ホームページに公開している情報は，原則，オープンデータとする。ただし，個人情報及び第三者が著作権を保有する情報等は除く。

　イ　国が定める５つの重点分野の情報は，原則，オープンデータとする。

　　　（白書，防災・減災情報，地理空間情報，人の移動に関する情報，予算・決算・調達情報）

　　ウ　個人情報及び第三者が著作権を保有する情報等を除き，公開を行わないことに具体的かつ合理的な理由がないデータは，オープンデータとする。

(3) オープンデータの拡充

　　ア　新たに作成するデータは，オープンデータとして公開できるよう考慮し，作成後，速やかに公開する。

　　イ　オープンデータの公開状況について常に調査を行い，他の自治体においてオープンデータとして公開されているデータについては，水戸市においても積極的にオープンデータとして公開する。

　　ウ　市民や民間団体，企業等から，広くオープンデータへの要望を聴取し，公開しないことに具体的かつ合理的な理由がないデータは，オープンデータとする。

３　二次利用促進のためのオープンデータ化のルール

　(1) オープンデータとして提供した情報の二次利用の原則

オープンデータとして提供した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き，二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については，原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し，どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認める*クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「ＣＣ-ＢＹ」*※となるよう検討し，著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には，その理由を併せて表示することとする。

また，著作物とならない情報については，著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

(2) 個人・法人・団体等から取得した情報の取り扱い

本市が保有する情報のうち個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する場合に，当該情報のオープンデータ化が当該情報提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には，その可否並びに範囲及び利用条件などの特定に当たり，必要に応じて当該情報提供者等と事前に調整し，合意を得るよう努めるものとする。

(3) 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日，作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し，注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、オープンデータとして提供した情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合，本市はその責は負わない旨を明示する。

４　利活用推進のための取組

　(1) 利活用のための支援

　　　オープンデータの利活用のため，民間，大学等から提案があった場合は，その内容等を検討したうえで，関係所属が連携し，積極的に支援する。

　(2) 民間との協働による利活用の推進

　　　市民，企業，ＮＰＯ等の利用者ニーズを把握するとともに，その利活用の取組に対し，その内容を検討したうえで，市民との協働による取組を推進する。

(3) 産学官連携による利活用研究

オープンデータの利活用について，産学官連携により研究を行い，水戸からのオー

プンデータ活用事例を全国に発信する。

* クリエイティブ・コモンズ・ライセンス及び「ＣＣ-ＢＹ」について

　オープンデータの考え方は，商業利用及び二次利用を妨げない形でのデータ公開が原則である。そのため，現在，オープンデータに先進的に取組む自治体において開設されているオープンデータサイトについては，CC-BYを採用している。CCライセンス及びCC-BYについては，以下のとおりである。

　(1) CCライセンスとは

　　 CCとは，クリエイティブ・コモンズのことで，クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称である。

CCライセンスは，インターネット時代の新しい著作権ルールの普及を目指し，様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば私の作品を自由に使って良い」という意思表示をするためのツールである。CCライセンスを利用することで，作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ，受け手は利用ルールが定める条件の範囲内で再配布や自由な改変等ができるといった利点がある。

(2) CCライセンスの種類

　 CCライセンスには，次の６種類がある。

| **イメージ** | **利用ルール名称** | **利用の条件** | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **出典表示** | **商業利用** | **改変** |
| クリエイティブ・コモンズ・ライセンス | 表示 2.1 日本  (CC-BY 2.1 Japan) | 必須  （タイトル，全ての著作者，URLを表示） | 許可 | 改変を許可する（※） |
| クリエイティブ・コモンズ・ライセンス | 表示-非営利 2.1 日本  (CC-BY-NC 2.1 Japan) | 必須  （タイトル，全ての著作者，URLを表示） | 許可しない  （改変されたものの商業利用も許可しない） | 改変を許可する（※） |
| クリエイティブ・コモンズ・ライセンス | 表示-改変禁止 2.1 日本  (CC-BY-ND 2.1 Japan) | 必須  （タイトル，全ての著作者，URLを表示） | 許可 | 許可しない |
| クリエイティブ・コモンズ・ライセンス | 表示-非営利-改変禁止 2.1 日本  (CC-BY-NC-ND 2.1 Japan) | 必須  （タイトル，全ての著作者，URLを表示） | 許可しない | 許可しない |
| クリエイティブ・コモンズ・ライセンス | 表示-継承 2.1 日本  (CC-BY-SA 2.1 Japan) | 必須  （タイトル，全ての著作者，URLを表示） | 許可 | 改変を許可するが，改変されてできた二次的著作物は，この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。（※） |
| クリエイティブ・コモンズ・ライセンス | 表示-非営利-継承 2.1 日本  (CC-NC-SA 2.1 Japan) | 必須  （タイトル，全ての著作者，URLを表示） | 許可しない  （改変されたものの商業利用も許可しない） | 改変を許可するが，改変されてできた二次的著作物は，この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。（※） |

　なお，先進自治体においては，CC-BY（出典：必須，商業利用：許可，改変：許可）を採用している。